

地縁団体 の手引き

川辺町

地縁団体に関するお問い合わせ先
川辺町役場 総務課 0574-53-2511

目 次

1. 認可地縁団体とは	1
2. 認可地縁団体の利点	2
3. 認可地縁団体となる条件	3
4. 認可地縁団体になるまでの流れ	5
5. 認可後の地縁団体について	7
(1) 印鑑登録申請	7
(2) 印鑑登録証明書の交付申請	8
(3) 印鑑登録の廃止申請	8
(4) 告示事項証明書の交付申請	8
6. 認可地縁団体の義務	9
(1) 告示事項の変更届	9
(2) 規約改正の届出	10
(3) 資産目録の作成と備え置き	10
(4) 構成員名簿の備え置き	10
7. 不動産登記の特例について	11
(1) 特例の適用を受けるための要件	11
(2) 特例申請手続き	11
(3) 疎明資料について	12
(4) 登記までの流れ	13
8. 認可地縁団体を解散する場合	14
9. 認可地縁団体に関する税金	15

各種様式目次

認可申請関係

・認可申請書	17
・構成員名簿	19
・保有資産目録	21
・保有予定資産目録	23
・代表者承諾書	25
・代理人の有無	27

印鑑登録関係

・認可地縁団体印鑑登録申請書	29
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	31
・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	33
・委任状	35

告示事項関係

・告示事項証明書交付申請書	37
・告示事項変更届出書	39

解散関係

・解散届出書	41
・精算結了届出書	43

登記関係

・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	45
----------------------	----

規約関係

・地縁団体規約作成例と作成上の留意事項	47
・規約変更認可申請書	55
・規約新旧対照表	57

議事録関係

・議事録例	58
-------	----

1. 認可地縁団体とは

平成3年に地方自治法が改正され、これまで地域の住民によって任意に組織されていた自治会・町内会等（以下「自治会等」）が、市町村長の認可を得ることで、不動産等の登記ができる法人として認められるようになりました。このように法人格を取得した自治会等を認可地縁団体といいます。

なお、地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、「スポーツ同好会」（特定目的の活動を行う団体）や「老人会・婦人会」（構成員に年齢・性別等特定の属性を必要とする団体）等は「地縁による団体」ではありません。

※自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、川辺町の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

2. 認可地縁団体の利点

自治会等の中には、集会所などの不動産を保有しているところも見られますが、「●●自治会」という団体名義では不動産等の登記ができず、会長などによる個人の名義で不動産等の登記がなされています。

これに伴い以下の例のような様々な問題が生じていました。

従来の問題点

- (1) 登記名義人の債権者が不動産を差し押さえて競売してしまった。
- (2) 登記名義人が亡くなられた時に、相続人との間でトラブルが発生した。
また、相続人が多数いたり、遠方に居住していたり手続が遅延することとなってしまった。
- (3) 複数人による共有で登記しているため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手續が非常に面倒である。また移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。

地縁団体の利点

- (1) 認可地縁団体であれば、自治会等の団体名義で財産を登記することができ、相続等のトラブルが解消される。
- (2) 認可地縁団体で登記した財産を公的に利用している場合（集会所等）は、税金が一部免除されるなどの利点がある。

3. 認可地縁団体となる条件

認可地縁団体として法人格を得るために、町長の認可が必要となります。認可申請をするためには下記の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 認可申請することができる団体とは？？

①自治会等であること

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格とした自治会等であることが条件となります。

②不動産を保有(予定)していること

地域的な共同活動のための不動産等の権利を保有、あるいは保有を予定していることが条件となります。

(2) 認可の条件とは？？

①良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っていること。

スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった広く地域社会の維持及び形成に資するものをいいます。

②自治会等の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

河川や道路等で区域が画されているなど容易に団体の範囲が分かる状態であることをいいます。飛地については、実質的に地域としてのまとまりがあるのであれば認可の対象となります。

③その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、 その相当数の者が構成員になっていること。

構成員は、世帯ではなく個人を単位とします。また、住所以外に年齢や性別、国籍等の条件をつけることはできません。従って、世帯主だけでなく、乳児なども団体の構成員となることができます。なお、「相当数」とは、一般的にはその区域の全住民（自治会等に加入していない住民を含む）の過半数をいいます。

④規約(会則)を定めていること。

規約には次の事項について定められていなければなりません。

詳しい規約の作成方法等は、P. 47にて記載させていただきます。

- | | |
|---------------|------------|
| ①目的 | ②名称 |
| ③区域 | ④事務所の所在地 |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | ⑥代表者に関する事項 |
| ⑦会議に関する事項 | ⑧資産に関する事項 |

認可されない団体例

- ・構成員に対して住所以外の要件を設定している団体
(老人会や子ども会(年齢制限)・女性団体(性別制限)、森林組合(所有財産制限)など)
- ・活動の目的が限定的に特定されている団体
(同好会、スポーツクラブや環境美化活動団体など)
- ・不動産等の権利を保有する予定のない団体
(現金や預金だけを保有する団体など)
- ・代表者が数人いる団体
(数人の役員が各自代表権を有する団体など)
- ・自治会の連合組織の地縁による団体
(連合自治会、協議会など)

4. 認可地縁団体になるまでの流れ

(1) 自治会等で認可地縁団体について話し合い

(2) 役場総務課へ事前相談

必ず総会等に提出する前に役場にご相談ください。

(3) 規約(案)、保有(予定)資産目録、構成員名簿の作成

参考（規約作成 P. 47、保有(予定)資産目録 P. 21, 23、構成員名簿 P. 19）

(4) 総会の開催

総会を開催し、下記の事項等について議決。（役員会のみの議決は不可）

- ・認可申請することの議決
- ・規約の制定
- ・代表者の決定
- ・構成員の確定
- ・保有する資産の確定 など

(5) 認可申請

申請は、次に掲げる書類を申請書に添えて総務課に提出してください。

なお、申請は代表者が行ってください。

- ・認可申請書 ※P. 17
- ・規約 ※P. 47
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）
議長及び議事録署名人の署名及び押印が必要 ※P. 58
- ・構成員の名簿（氏名・住所） ※P. 19
- ・保有資産目録、又は保有予定資産目録 ※P. 21、P. 23
- ・活動状況報告書（事業報告書や決算書等）
- ・代表者承諾書 ※P. 25
- ・代理人の有無 ※P. 27

(6) 役場総務課にて提出書類の確認

⇒ 提出書類等に不備があった場合は再提出を求めることがあります。

(7) 地縁団体としての認可

⇒ 申請者（代表者）に認可の通知を行います。

(8) 川辺町長が認可の告示

このとき、初めて対外的に認可地縁団体となります。

告示される項目は次のとおりです。

- 認可地縁団体の名称
- 規約に定める活動目的
- 区域
- 事務所の所在地
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに
 職務代行者の選任の有無
- 代理人の有無
 ⇒代理人を定めていない限り代理での各申請はできません。
- 認可年月日

告示事項に変更があった場合は、町へ変更届 P.9 を提出する必要があります。

(9) 川辺町認可地縁団体台帳に登録

5. 認可後の地縁団体について

(1) 印鑑登録申請

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。不動産登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などに「印鑑登録証明書」が必要となります。

これらの手続きについては、全て総務課で受け付けます。

※申請には代表者の個人の実印が必要となります。

個人の印鑑登録の手続は役場の住民課で受け付けています。

(既に登録がお済みの場合は、改めて登録する必要はありません。)

申請に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書 ※P. 29
- ・代表者個人の実印（川辺町に印鑑登録している印）
- ・登録をする団体の印鑑
- ・申請者の身分証明書
- ・委任状 ※代理人が手続をする場合のみ ※P. 35

注意

- ・印鑑は印影が鮮明であり、一边が8.0mm 以上30mm 以下の大きさのものとなります。
- ・ゴム印等変形しやすい印鑑は登録できません。
なお、登録できる印鑑は1団体につき1個です。
- ・原則として、申請は代表者本人が手続きを行ってください。
- ・代理人は「代理人の有無 P. 27」にて届出のあった代理人に限ります。

(2) 印鑑登録証明書の交付申請

原則、代表者のみが申請可能となります。

代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。

申請に必要なもの

- ・印鑑登録証明書交付申請書 ※P. 31
- ・代表者個人の印鑑
- ・証明をする団体の印鑑
- ・申請者の身分証明書
- ・発行手数料300円
- ・委任状 ※代理人が手続をする場合のみ ※P. 35

(3) 印鑑登録の廃止申請

原則、代表者のみが申請可能となります。

代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。

申請に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ※P. 33
- ・代表者個人の印鑑（実印）
- ・廃止をする団体の印鑑
- ・申請者の身分証明書
- ・委任状 ※代理人が手続をする場合のみ ※P. 35

(4) 告示事項証明書の交付申請

自治会等名義での不動産登記に必要な告示事項証明書は、
どなたでも請求することができます。申請は総務課で受け付けます。

申請に必要なもの

- ・告示事項証明書交付申請書 ※P. 37
- ・申請者の身分証明書
- ・発行手数料300円

6. 認可地縁団体の義務

(1) 告示事項の変更届

告示された事項に変更があった場合、町長への届出が必要となります。
以下の書類を総務課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届け出てください。

① 代表者が変更となったとき

届出に必要なもの

- 告示事項変更届出書 ※P. 39
- 代表者承諾書 ※P. 25
- 総会で議決したことを証明する書類（議事録）
議長及び議事録署名人の署名及び押印が必要 ※P. 58

② 主たる事務所の位置が変更となったとき

届出に必要なもの

- 告示事項変更届出書 ※P. 39
- 総会で議決したことを証明する書類（議事録）
議長及び議事録署名人の署名及び押印が必要 ※P. 58

③ 代表者の代理人が変更となったとき

届出に必要なもの

- 告示事項変更届出書 ※P. 39
- 代理人の有無 ※P. 27
- 総会で議決したことを証明する書類（議事録）
議長及び議事録署名人の署名及び押印が必要 ※P. 58

(2) 規約改正の届出

規約を改正する場合は町長の認可が必要となります。
以下の手順により届出をしてください。

① 規約改正の素案作成

- ・規約新旧対照表 P. 57

② 役場総務課へ事前提出(相談)

- ・総会に提出する前に必ず役場総務課に相談ください。

③ 総会において議決

- ・役員会等ではなく総会において議決する必要があります。

④ 下記の書類を揃えて役場総務課へ提出

届出に必要なもの

- ・規約変更認可申請書 ※P. 55
- ・規約新旧対照表 ※P. 57
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）
⇒ 議長及び議事録署名人の署名及び押印が必要 ※P. 58

(3) 資産目録の作成と備え置き

認可を受けるとき及び年度毎に作成、更新し主たる事務所に備え置きください。

(4) 構成員名簿の備え置き

構成員名簿を備え置き、転出等で構成員に変更があるごとに更新してください。
(更新の場合については、町への報告、提出は不要です。)

7. 不動産登記の特例について

地方自治法が一部改正され、平成27年4月1日より、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。登記簿の登記名義人が複数人で相続登記がされていないなど、登記義務者が判明しない場合は、不動産登記法に則った手続をとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難な場合があります。このような場合に、一定の要件を満たすものについては、認可地縁団体からの申請により町長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記申請を行うことができるようになりました。

※この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

(1) 特例の適用を受けるための要件

認可地縁団体は、次の4つの要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請をすることができます。

- ・当該不動産を所有していること。
- ・当該不動産を10年以上所有の意志をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ・当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ・当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないとこと。

※登記関係者 = 表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

(2) 特例申請手続き

特例を申請する場合は、川辺町役場総務課へ次の書類を提出ください。

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 ※P. 45
- ・所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ・保有資産目録
- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・申請要件に該当することを疎明するに足りる資料（疎明資料）

(3) 疎明資料について

① 当該不動産を10年以上所有の意志をもって平穏かつ公然と占有している事実を証する資料について

- ・当該不動産の所有または占有している事実が記載された事業報告書
- ・公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本、固定資産税の納税証明書、固定資産税名寄帳の写し等
- ・上記の資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記載した書面と、不動産の隣地所有者や不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や不動産の占有を証する写真等

② 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者である事実を証する資料について

- ・構成員名簿
- ・町が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者台帳（当該不動産が墓地の場合）
- ・上記の資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記載した書面と不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面等

③ 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れない事実を証する資料について

- ・登記記録上の住所の属する市町村長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」および「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・不動産の所在地に係る地域の精通した者等が登記関係者の現在の住所を知らない旨の証言をした書面

(4) 登記までの流れ

① 申請要件を確認

P.11から申請要件を満たしているか確認してください。



② 申請書類の作成・提出

P.11から必要書類を確認のうえ作成し、役場総務課へ提出してください。



③ 役場総務課にて提出書類の確認申請要件に該当するかの確認

疎明資料等から申請要件を満たしているか書類審査を行います。

審査にはおよそ1週間から2週間程度かかります。



④ 町長による公告

申請要件を満たしていると確認された場合、町長により公告を行います。

公告期間は、3ヶ月以上となります。



⑤ 異議がなかった場合、申請者へ通知

公告に対し異議がなかった場合、その公告結果を申請者に対し通知します。



⑥ 登記手続き

町からの通知後、その通知、その他登記に必要な書類をそろえて、
美濃加茂法務局にて登記手続を行います。

8. 認可地縁団体を解散する場合

認可地縁団体は以下の事由によって解散することとなります。
解散をする際も事前に役場総務課へご相談ください。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上が承諾したとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ⑤ 構成員が欠けたとき

(解散時に必要となる書類)

- ・解散届出書 ※P. 41
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録） ※P. 58
- ・清算人を裁判所が選任した場合は、その旨を証する書類

認可地縁団体を解散する場合においても認可時と同様に、町長が告示を行います。解散時は以下の項目について告示を行います。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 名称 | (2) 区域 |
| (3) 主たる事務所 | (4) 清算人の氏名及び住所 |
| (5) 解散事由 | (6) 解散年月日 |

「解散後、財産の清算が結了したときは、清算人はその旨を町長に届けなくてはならない」と定められているため、**財産の精算結了後に清算結了届出書 (P. 43)** の提出が必要となります。

また、清算人は、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となります。ただし、規約に別段の定めがある場合や総会において代表者以外の者を選任したときは例外となります。

なお、実際に認可地縁団体が解散されていても清算が結了するまでは清算の目的の範囲内において、地縁団体として存続しているものとみなされます。

9. 認可地縁団体に関する税金

認可地縁団体には、法人税や消費税、その他税に関する法令の規定が適用されますが、収益事業を行わない限り、各種の税金の多くは減免の対象となります。認可後、川辺町（税務課）及び中濃県税事務所へ法人の設立届を提出する必要があります。必要書類等については、各税の所管機関へお問い合わせください。

認可地縁団体への各種課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
町税	法人町民税	均等割のみ課税 ※減免措置有	均等割・法人税割を課税
	固定資産税	課税 ※減免措置有	課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置有	均等割・法人税割を課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※減免措置有	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

各税のお問い合わせ先

- ・町税・・・川辺町役場 税務課 0574-53-2513
- ・県税・・・中濃県税事務所 0575-33-4011
- ・国税・・・閔税務署 0575-22-2233

地縁団体 各種様式集

年　月　日

川辺町長　　様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称 _____
所在地 川辺町 _____

代表者の氏名及び住所

氏名 _____ 印 _____
住所 川辺町 _____

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類をそえて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
5. 代理人の有無
6. 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
7. 申請者が代表者であることを証する書類
8. 代理人の有無

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺1234番地5

代表者の氏名及び住所

氏名 川辺 太郎

住所 川辺町中川辺234番地5

自治会印

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類をそえて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
5. 代理人の有無
6. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
7. 申請者が代表者であることを証する書類
8. 代理人の有無

構 成 員 名 簿

【団体名称

】

年 月 日 現在

番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

記載例

構 成 員 名 簿

※構成員の世帯主の名前
だけでなく家族全員の名
前が必要となります。

【団体名称 川辺町自治会】
年 月 日 現在

番号	氏名	住所
1	川辺 太郎	川辺町中川辺234番地5
2	川辺 花子	川辺町中川辺234番地5
3	川辺 次郎	川辺町中川辺234番地5
4	川辺 三郎	川辺町中川辺234番地5
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

保有資産目録

【団体名称

】

年 月 日 現在

1. 不動産

(1) 所有权を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

1. 不動産

(1) 所有权以外の権利により保有している不動産

権 利	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためにあるその他の資産

資産の種類及び数量

記載例

保有資産目録

【団体名称 川辺町自治会】

年 月 日 現在

2. 不動産

(1) 所有权を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
川辺町自治会集会所	50. 60m ²	川辺町中川辺1234番地5

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	80. 25m ²	川辺町中川辺1234番地5

2. 不動産に関する権利等

(1) 所有权以外の権利により保有している不動産

権 利	不動産の種類	所 在 地
地 上 権	土 地	川辺町中川辺1234番地5

(2) 地域的な共同活動を行うためにあるその他の資産

資産の種類及び数量

保有予定資産目録

【団体名称

】

年 月 日 現在

1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定年月日	購入の相手方	保有予定不動産の所在地
土地			
建物			

1. 不動産に関する権利

資産の種類	権利	権利取得の予定期間
土地		
建物		

記載例

保有予定資産目録

【団体名称 川辺町自治会】

年 月 日 現在

1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定年月日	購入の相手方	保有予定不動産の所在地
土地	●●年●●月●●日	川辺不動産	川辺町中川辺 7 8 9 番地
土地	●●年●●月●●日	川辺不動産	川辺町下麻生 1 2 3 番地
建物	●●年●●月●●日	川辺建築	川辺町下麻生 1 2 3 番地

1. 不動産に関する権利

資産の種類	権 利	権利取得の予定期間
土地	地上権	●●年●●月●●日
建物		

代 表 者 承 諾 書

私は、 年 月 日に開催された総会の議決に従い、

(団体名) の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所 川辺町

氏 名 _____ 印 _____

記載例

代 表 者 承 諾 書

私は、 ●●年●●月●●日に開催された総会の議決に従い、

(団体名) 川辺町自治会 の代表者となることを承諾します。

総会の日以降の日で記
入ください。

▲▲年▲▲月▲▲日

住 所 川辺町中川辺234番地5

氏 名 川辺 太郎

印

代表者本人の署名と
押印をしてください。

代理人の有無

年　月　日

団体名称　川辺町

代表者氏名 _____ 印 _____

1 代理人の有無

(1) 有 代理人 住 所 川辺町

氏 名 _____ 印 _____

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人を
いいます。

※該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」に○印を入れて届出
してください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてい
ないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することに
より損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によ
り、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者
は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求
により、特別代理人を選任しなければならない。

記載例

代理人の有無

●●年●●月●●日

団体名称 川辺町自治会

代表者氏名 川辺 太郎

印

1 代理人の有無

(1) 有

代理人 住 所 川辺町中川辺789番地

氏 名 飛驒川 一朗

印

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

※該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」に○印を入れて届してください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年　月　日

川辺町長　様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
(資格) 氏名	(代表者)	代表者の生年月日 昭・平　年　月　日
住　　所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　 代表者本人

代理人　住　　所

氏　　名　　　　　　　印

（注意事項）

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出ください。
- 3 （資格）氏名欄の氏名の次に押印する印は、当町において登録されている代表者等の個人の印を使用してください。
(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください)
- 4 （資格）氏名欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

記載例

代表者の方の**実印**と登
録しようとする団体印
が必要となります。

認可地縁団体印鑑登録申請書

▲▲年▲▲月▲▲日

川辺町長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	川辺町自治会
	認可地縁団体の事務所の所在地	川辺町中川辺1234番地5
(資格) 氏名	(代表者) 川辺 太郎	代表者の生年月日 昭・平 ●●年●●月●●日
住 所		川辺町中川辺234番地5

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 代表者本人

代理人

住 所 **川辺町中川辺234番地5**

氏 名 **川辺 太郎**

**実印が必要となり
ます。**

実印

代理人の場合、委任状を併せて提出してください。

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出ください。
- 3 (資格) 氏名欄の氏名の次に押印する印は、当町において登録されている代表者等の個人の印を使用してください。
(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください)
- 4 (資格) 氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

様式第3号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　月　日

川辺町長　様

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
(資格) 氏名	(　　)	代表者の生年月日 昭・平　　年　月　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者　代表者本人
代理人　住所

氏　名

㊞

（注意事項）

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 （資格）氏名欄の（　）には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所氏名を記入のうえ押印してください。

記載例

様式第3号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

▲▲年▲▲月▲▲日

川辺町長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	川辺町自治会
	認可地縁団体の事務所の所在地	川辺町中川辺1234番地5
(資格) 氏名	(代表者) 川辺 太郎	代表者の生年月日 （昭）平 ●●年●●月●●日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 代表者本人
 代理人 住 所 川辺町中川辺234番地5

氏 名 川辺 太郎



（注意事項）

代理人の場合、委任状を併せて提出してください。

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- （資格）氏名欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所氏名を記入のうえ押印してください。

様式第5号（第6条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年　月　日

川辺町長　様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
(資格) 氏名	(　　)	印	代表者の生年月日 昭・平　　年　月　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者　 代表者本人
 代理人　住 所

氏 名 印

（注意事項）

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当町において登録されている代表等の個人の印を（資格）氏名欄の氏名の次に押印してください（代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。）。
- 3 （資格）氏名欄の（　）には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所氏名を記入のうえ押印してください。

記載例

代表者の方の**実印**と登録しようとする団体印が必要となります。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

▲▲年▲▲月▲▲日

川辺町長 様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		川辺町自治会
	認可地縁団体の事務所の所在地		川辺町中川辺1234番地5
(資格) 氏名	(代表者) 川辺 太郎	実印	代表者の生年月日 昭・平 ●●年●●月●●日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 代表者本人
 代理人 住 所 川辺町中川辺234番地5

氏 名 川辺 太郎

実印

実印が必要となります。

(注意事項)

代理人の場合、委任状を併せて提出してください。

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当町において登録されている代表等の個人の印を（資格）氏名欄の氏名の次に押印してください（代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。）。
- 3 （資格）氏名欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所氏名を記入のうえ押印してください。

委 任 状

年 月 日

川辺町長 様

団体名称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

私は、上記手続並びに下記証明の申請・交付・受領に関する権限を、下記代理人に委任します。

- 委任内容**
- 印鑑登録申請
 - 印鑑登録証明書 _____ 通
 - 印鑑登録廃止申請

代理 人 住 所

氏 名

生年月日

記載例

委 任 状

●●年●●月●●日

川辺町長 様

団体名称 川辺町自治会

代表者氏名 川辺 太郎

自治会印

私は、上記手続並びに下記証明の申請・交付・受領に関する権限を、下記代理人に委任します。

- 委任内容**
- 印鑑登録申請
 - 印鑑登録証明書 1 通
 - 印鑑登録廃止申請

代理 人 住 所 川辺町中川辺789番地

氏 名 飛驒川 一朗

生年月日 昭和▲▲年▲▲月▲▲日

年　月　日

川辺町長 様

請求者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

告 示 事 項 証 明 書 交 付 申 請 書

次の団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示された事項について、同条第12項の規定により、証明書の交付を請求します。

記

1. 団体の名称 _____

2. 事務所の所在地 _____

3. 申請交付枚数 _____ 枚

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長 様

請求者 住 所 川辺町中川辺234番地5

氏 名 川辺 太郎 

告 示 事 項 証 明 書 交 付 申 請 書

次の団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示された事項について、同条第12項の規定により、証明書の交付を請求します。

記

1. 団体の名称 川辺町自治会

2. 事務所の所在地 川辺町中川辺1234番地5

3. 申請交付枚数 1 枚

____年____月____日

川辺町長様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____
所在地 川辺町 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____
住 所 川辺町 _____

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

事 項 _____
内 容

変 更 前	住 所 加茂郡川辺町 氏 名
変 更 後	住 所 加茂郡川辺町 氏 名

2. 変更の年月日

____年____月____日

3. 変更の理由

4. 添付書類

総会議事録1部（議事録署名のあるもの）、総会資料、代表者承諾書

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長様

告示事項変更届出書と同時に代表承諾書・代理人の有無(該当あれば)も提出ください。

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺1234番地5

代表者変更前の提出 旧自治会長
代表者変更後の提出 新自治会長

代表者の氏名及び住所

氏 名 川辺 太郎

住 所 川辺町中川辺234番地5

自治会印

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容
事 項 代表者に関する事項
内 容

代表者に関する事項の記載例です。他の変更については役場総務課へご相談ください。

変 更 前	住 所 川辺町中川辺789番地 氏 名 飛驒川 一朗
変 更 後	住 所 川辺町中川辺234番地5 氏 名 川辺 太郎

2. 変更の年月日

●●年 4月 1日

事業年度の開始日となります。

基本的には4月1日になります。

3. 変更の理由

任期満了に伴う役員変更

任期満了の場合の記載例です。

代表者変更の場合必要となります。

4. 添付書類

総会議事録1部（議事録署名のあるもの）、総会資料、**代表者承諾書**

年　月　日

川辺町長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称 _____

所在地　　川辺町_____

代表者の氏名及び住所

氏　名 _____ 印 _____

住　所　　川辺町_____

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20及び第260条の21の規定により、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

1. 解散の理由

2. 解散を総会で議決した場合は、その旨を証する書類（総会議事録等）

3. 清算人を裁判所が選任した場合は、その旨を証する書類

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺1234番地5

代表者の氏名及び住所

氏名 川辺 太郎

自治会印

住所 川辺町中川辺234番地5

解散届出書

地方自治法第260条の20及び第260条の21の規定により、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

1. 解散の理由

総会の決議による。

2. 解散を総会で議決した場合は、その旨を証する書類（総会議事録等）

3. 清算人を裁判所が選任した場合は、その旨を証する書類

年　月　日

川辺町長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 _____

所在地　川辺町_____

代表者の氏名及び住所

氏名 _____ 印 _____

住所　川辺町_____

精 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、精算が結了したことを届け出ます。

精算結了年月日

年　月　日

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺 1 2 3 4 番地 5

代表者の氏名及び住所

氏名 川辺 太郎

自治会印

住所 川辺町中川辺 2 3 4 番地 5

精 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、精算が結了したことを届け出ます。

精算結了年月日

●●年●●月●●日

年　月　日

川辺町長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 _____

所在地 川辺町 _____

代表者の氏名及び住所

氏名 _____ 印 _____

住所 川辺町 _____

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請不動産に関する事項

・建物

名　称	延床面積	所　在　地
		所　在　： 家屋番号：

・土地

土　地	面　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

記載例

年　月　日

川辺町長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺1234番地5

代表者の氏名及び住所

氏名 川辺 太郎

自治会印

住所 川辺町中川辺234番地5

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
川辺町自治会集会所	50.60 m²	所 在 : 川辺町中川辺1234番地5 家屋番号 : 1234番

・土地

土 地	面 積	所 在 地
宅地	80.25 m²	川辺町中川辺1234番地5

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

- ① **川辺町自治会集会所**　**川辺町中川辺●●●番地▲ 中川辺 一郎**
② **宅地**　**川辺町中川辺×××番地口 岐阜 四郎**

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体の規約作成にあたっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合ったものを作成することが必要となります。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第262条の2-3）

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
<p>●●●自治会規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ●●●自治会（以下「本会」という。）は、次に掲げる活動を実践し、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会員相互の連携を密にし、相互扶助の精神を養う。(2) 自主防災の活動(3) 地域の美化、清掃活動による環境整備(4) 区行事及び本会等の連絡及び参加(5) 本会所有資産の維持管理及び処分並びに新たな資産の取得(6) ●●● <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、「●●●自治会」と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、川辺町●●●▲▲▲番地から■■■番地までの区域とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第4条 本会の事務所は、川辺町●●●▲▲▲番地に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none">・規約の名称についての制限はないため「～会則」、「規則」等でも問題ありません。・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。・スポーツや芸術などの特定活動だけでなく広く地域的な共同活動である必要があります。・目的の範囲内において権利義務を有することとなるので、活動内容を可能な限り具体的に記載してください。・地方自治法上団体の名称に制限はありません。従って、「～自治会」「～区」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合は、これに準じてください。 (例) 商工会でないものが「商工会」という名称は使用不可。・団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいです。ただし、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能となります。・「事務所」とは、団体について一を限り設けられた主たる事務所をいい、その所在地が当該団体の住所となります。・事務所の所在地については別段制限がありませんが、集会施設の所在地又は代表者の住所とするのが一般的です。・具体的な地番で定めることの他「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

規 約 例	留 意 点
<p>第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。</p> <p>(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 会員より別に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるもので、年齢、性別、国籍等による制限はできません。 区域外の者は会員になれません。 自然人たる個人を基盤とするため、世帯を会員とすることはできません。 法人や団体は構成員とはなれませんが、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定し、表決権は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能となります。 <ul style="list-style-type: none"> 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。 賛助会員の場合は、第2項として、「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。 <ul style="list-style-type: none"> 入会申込書は、入会を希望する者の意志が明確に確認できるものである必要があります。入会に際し、いかなる意味においても制約を課すことは認められません。 第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかで認められる場合ですが、実際の運用上極めて例外的な場合に限られます。 <ul style="list-style-type: none"> 退会届は会員の退会の意思が確認できるものである必要があります。 会員の退会の意思にいかなる制約も加えることができません。 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いをすることが必要となります。

規 約 例	留 意 点
<p>第3章 役員</p> <p>(役員の種別及び定数)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人 (2) 副会長 ●人 (3) その他の役員 ●人 (4) 監事 ●人</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第12条 役員の任期は、●年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必ず会長を1人置くことが必要です。 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。 「その他の役員」は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。 監事は1人又は複数人置くことが適当です。 <ul style="list-style-type: none"> 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監視する役務上避ける必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくのが適当です。 「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、会計は「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」とし、書記は「書記担当役員は、会務を記録する」等職務を明らかにしておくことが適当です。 <ul style="list-style-type: none"> 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間の場合は、業務執行の一貫性確保に問題があり、あまりにも長期の期間の場合は、種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。 役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様、総会議決を要するものとするか、規約において具体的な手続きを定めることが適当です。
<p>第4章 総会</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会の機能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものと除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。 総会で議決すべき重要事項は次のとおりです。 <p>ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認</p>

規 約 例	留 意 点
(総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後●箇月以内に開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は、地方自治法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければならない。 ・地方自治法 260 条の 4 の規定により、年度終了後 3 ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後 3 ヶ月以内に開催する必要があります。 ・年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないなくて支出行為ができないので、第 33 条第 2 項のように規定しておくことが適当です。
2 臨時総会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5 分の 1 の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。
2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の●日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。 ・総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ・会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。
(総会の定足数) 第19条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるものほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。 ・定足数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ・定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ・議決数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ・「この規約に定めるものほか」とは、特定の事項について出席会員の 3 分の 2 (4 分の 3) 以上の賛成を要することとする定めの場合です。

規 約 例	留 意 点
<p>(会員の表決権)</p> <p>第 21 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。</p> <p>(1) ●●●</p> <p>(2) ×××</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。 表決権は、会員 1 人 1 票の原則とします。 未成年の表決権の行使にあたっては、民法第 5 条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 この規定は、前項の 1 人 1 票の原則の例外として、世帯全体で 1 票とするものです。 この規定により世帯単位で表決権行使する場合でも、各個人の表決権を剥奪することはできませんので、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権行使することとなります。 どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意志決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれに該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規約を置くことが適当です。
<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会議が有效地に成立し、有效地に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

規 約 例	留 意 点
<p>第5章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の機能)</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定めるものほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(役員会の招集等)</p> <p>第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員の●分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日以内までに通知しなければならない。</p> <p>(役員会の議長)</p> <p>第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(役員会の定足数等)</p> <p>第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の最高意志決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会に置いて実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ・団体の最高意志決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。
<p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3ヶ月以内に作成することとなっています。 ・資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

規 約 例	留 意 点
(資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の●以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。	・団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。 ・日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。
(事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。	・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3ヶ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となります、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3ヶ月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。
(事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならぬ。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、●月●日に終わる。	・会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日まで、1月1日から12月31日までとする例が多いと思われます。
第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ川辺町長の認可を受けなければ変更することはできない。	・規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。従って役員等の規定により変更する旨の規定はできません。 ・議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。 ・規約の変更については、法第260条の3第2項の規定により町長の認可を受けなければその効力を生じません。
(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。	・解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消 ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会決議 エ 会員（構成員）の欠亡 ・ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。

規 約 例	留 意 点
(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときにあるする残余財産は、総会において総会員の●分の●以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の主旨についても規約変更の場合と同様です。 ・なお、ア～エの他に特別な解散事由を定めることもできます。 <p>・法第260条の31第1項の規定に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適當ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適當であると考えられます。</p> <p>・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。</p>
第8章 雜則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	<p>・規約施行上の細則等定めることについては、会長又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。</p> <p>・認可後に認可年月日を記入する。 なお、「川辺町長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 上記に同じ</p>
附 則 1 この規約は、●年●月●日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、●年●月●日までとする。	

年　月　日

川辺町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____
所在地 川辺町 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____ 印 _____
住 所 川辺町 _____

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記載例

●●年●●月●●日

川辺町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 川辺町自治会

所在地 川辺町中川辺1234番地5

代表者の氏名及び住所

氏 名 川辺 太郎

住 所 川辺町中川辺234番地5

自治会印

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

規約新旧対照表 1部

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会議事録 1部

川辺町自治会 規約 新旧対照表

新	旧
<p><u>川辺町自治会規約</u> (役員) 第9条 本会に次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>1名</u> <u>(3) 会計 1名</u> <u>(4) 監事 5名</u></p>	<p><u>川辺町自治会規約</u> (役員) 第9条 本会に次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>2名 (会計兼務)</u> (3) 監事 5名</p>

改正理由

役員の構成を、副自治会長を1名とし、新たに会計を新設したため。

※改正前の規約と改正後の規約が確認できるものであれば様式は任意で

問題ありません。

●●年度 川辺町自治会 総会議事録

【日 時】 ●●年●●月●●日（日） 17：00～18：30
 【場 所】 川辺公民館
 【現会員数】 100名
 【出席者数】 90名（40名、書面による者 50名）（過半数50名）
 【開催目的】 次年度役員の選任

会員数の過半数以上など、総会の開催要件を満たしていることを記載

議事	議事の経過の概要	議事結果
1. 議長の開会宣言	<p>これより ●●年度川辺町自治会総会を開会します。</p> <p>現会員数 100名、本日の出席者 90名（内書面による出席者 50名）となり過半数の出席となったため、本総会が有効であることを確認したので報告します。</p>	
2. 議事録署名人の選任	<p>議長が規約第●●条の規定により、議事録署名人2名を選出したい旨を述べその選出方法を諮ったところ、議長に一任したい旨の発言があり、全員賛成のため議長に一任されることとなった。</p> <p>議長は下記の2名を指名し、被指名者はこれを承諾した。</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 1 川辺 四男 2 川辺 五男</p>	→承認
3. 議事1. ●●年度役員の改選	<p>議長は、 ●●年度川辺町自治会役員の選任について行われた投票結果について報告し、●● ●●氏が当選した旨を宣した。</p>	→承認 選任
5. 議長の閉会宣言	<p>以上をもって本日予定の全議事日程を終了したので、議長は ●●年度川辺町自治会総会の閉会を宣言し午後18時30分解散とした。</p>	

●●年●●月●●日

議長と議事録署名人の署名と
押印が必要となります。

議 長 川辺 次郎

印

議事録署名人

川辺 四男

印

議事録署名人

川辺 五男

印

